

分 か る と 快 感 !

# Z会ナビ

算数

理科

社会

お 題

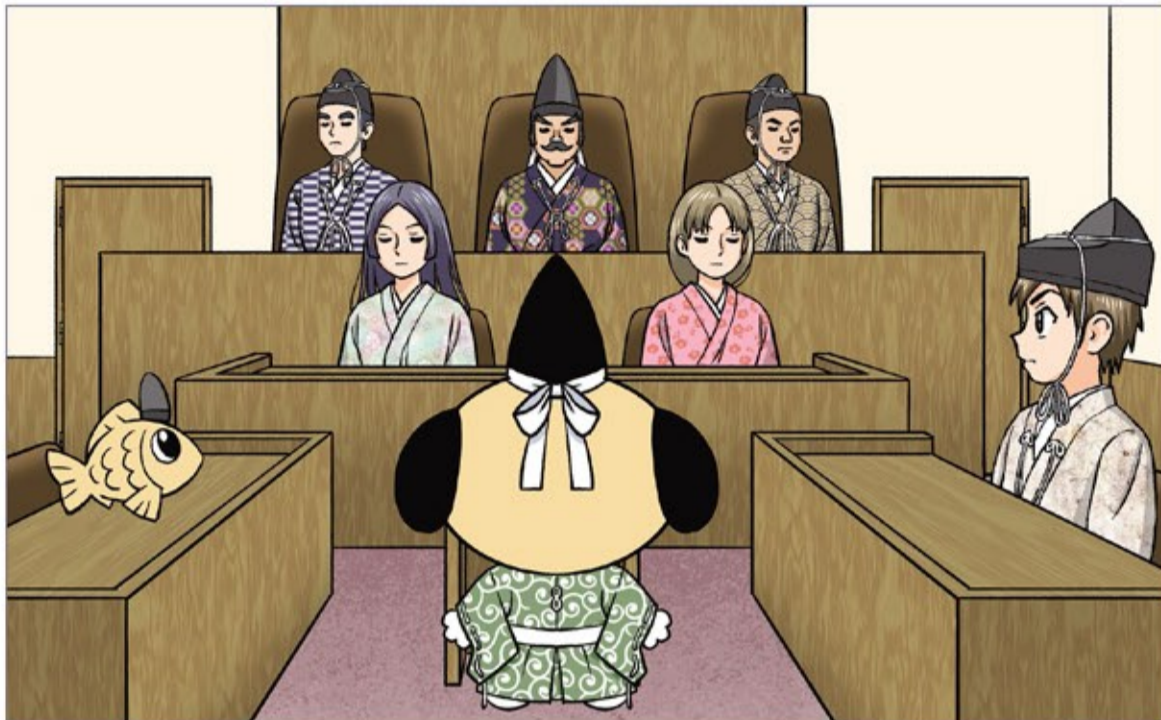
## 鎌倉時代の裁判は どういうものだった？

(東京大学 2017年 日本史)



次の文章を読んで、鎌倉幕府が九州について(3)の対応をとった理由を説明しなさい。

- (1) 鎌倉幕府は、各地の武士の争いを適正に裁決するため、京都・博多にも役所を設けて、鎌倉・京都・博多の各地で訴訟を受け付け、判決を下していた。
- (2) 博多の役所が設けられたのは、京都の役所の設置よりも遅く、モンゴル(元)の襲来後のことであった。
- (3) 京都での判決に不満がある場合、さらに鎌倉に訴え出ることもできた。それに対して、博多での判決は幕府の最終的な判決とみなされ、九州の武士が鎌倉に訴え出ることは原則として禁じられた。



イラスト・瑞木匠

## 争われた土地の権利

の武士をその土地の管理にあたらせたのです。これにより、それまで東日本を基盤としていた幕府の方が、京都周辺や西日本にも及ぶようになり、朝廷との関係性も、幕府が優位に立つようになりました。

京都に鎌倉幕府の役所が設けられたのも、承久の乱以降のことです。朝廷の監視、京都の治安維持などの役割のほか、東日本の武士が京都周辺や西日本の土地を管理することで急増した訴訟の対応を行いました。この京都の役所を、六波羅探題といいます。

六波羅探題の設置のほかにも、迅速で公平な裁判を行うために、鎌倉幕府はさまざまな対応を行いました。1232年に定められた御成敗式目には武士の慣習・道徳にもとづき、土地に関する争いを公平に裁くための基準が示されています。また、評定衆や、土地に関する訴訟を専門に扱う引付衆など、裁判の評議・裁決を行う役職も設置しています。

鎮西探題です。

鎮西探題の役割は、西日本防備の指揮とともに、九州地方の訴訟の対応にありました。西日本の防備にあたったのは、主に九州地方の武士でした。彼らが防備に専念できるよう、博多に訴訟を取り扱う幕府の役所を設け、彼らの不満を解消させる意味合いがあったのです。また、六波羅探題での裁判の場合、不満があればさらに鎌倉に訴え出ることも可能でしたが、鎮西探題での裁判の後に鎌倉に訴え出られてしまうと、その分防備が手薄になってしまいます。そのような事態を避けるために、鎮西探題での裁判は、幕府の最終的な判決とされ、鎌倉にそれ以上訴え出ることを禁じられたのです。

(Z会・河原井彩)

### 承久の乱後に件数増える

鎌倉幕府が成立したばかりのころは、京都の朝廷や貴族・大寺社なども力を持っており、平安時代までの朝廷や貴族・大寺社を中心とした土地の支配のあり方と、鎌倉幕府による土地の支配のあり方が混在していました。鎌倉幕府の武士たちは、滅亡した平氏が持っていた土地を中心に、年貢の徴収と治安の維持をかねて、土地の管理を任ざられていきました。

朝廷と幕府の関係が大きく変わったのは、1221年の承久の乱がきっかけでした。朝廷が起こした反乱を幕府が鎮圧すると、朝廷方についた貴族や武士の土地を没収し、戦功のあった幕府方

### 九州の訴訟は九州で

博多の役所が設けられたのは、問題文にある通り、モンゴルの襲来(元寇)の後のことでした。

モンゴルの襲来は、文永の役・弘安の役の2度ありましたが、弘安の役に敗退した後も、モンゴルは日本の征服を引き続き計画していました。そのため、鎌倉幕府は弘安の役の後にも3度目の襲来の可能性に備え、西日本の防備を強化していました。そのために置かれたのが、博多の役所、

### 今回の教訓

大事な収入源である土地の支配を左右する訴訟は、武士にとってはたいへん重要なものでした。そのため、幕府も訴訟を迅速かつ公平に裁くためのさまざまな対応を行いました。



河原井彩さん 2007年に入社。大学受験用の日本史、政治・経済の教材編集を経て、現在は中学生・高校生向けの社会科教材を担当。新潟県生まれの埼玉県育ち。